扱い
ラジオ・テレビ　令和8年11月13日　17時
新　　聞　令和8年11月14日付　朝刊　解禁

事　前　配　布

報道発表

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和８年１１月１３日

令和８年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の被表彰者が決定しました

文部科学省では、障害者の生涯を通じた多様な学習を支援・実践する活動及びその活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣表彰を行っております。

このたび、本年度の被表彰者が決定しましたので、お知らせいたします。

１．受賞者：

功労者表彰　　３０件

奨励活動表彰　１０件

※詳細は別紙のとおり

２．表彰式（予定）：

（日　時）　令和８年１２月９日（水）１３：００～１４：００

（場　所）　文部科学省東館３階第一講堂

（開催方法）対面とオンライン

※表彰式終了後、同会場にて事例発表会を開催予定（１４：３０～１６：３０）

※詳細は後日公表予定

＜担当＞　総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室　内海、新海
電話：03－5253－4111（内線 4041）

ひな形

（別紙）

令和8年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰　被表彰者

番号	推薦者名	被表彰者名	表彰種別	通算年数	活動内容等	活動分野	主な対象
1	北海道	山田　なおみ	功労者	13	平成25年から北海道内各地で主に障害のある方を対象とした水泳療育活動を行っている。また、現在は小清水町社会福祉協議会職員として事業運営と指導及び、網走市の障がい者支援団体の水泳教室で指導を担い、水泳を通じた生涯学習の推進と社会参加の促進に貢献している。	スポーツ 普及啓発	すべて
2	青森県	特定非営利活動法人みらいと	奨励活動	4	「すべての人が自分らしく生き、それぞれの価値観で『幸せ』を感じることができる未来を創る」という理念の下、難病心身障がい児者やその関係者を支援する事業や障がいに関する正しい知識を普及する事業を行い、障がい者レクリエーション活動等の生涯学習の場や地域住民との交流の場を提供している。	学習 普及啓発	精神障害、身体障害、知的障害
3	岩手県	手話サークル　輪っこの会	功労者	36	手話サークル「輪っこの会」は、久慈市中央市民センターを拠点に毎週定期的に活動を行い、聴覚障がい者と健聴者が共に学び交流し一般市民に聴覚障がいについての啓発活動を積極的に行っている。手話の学習や福祉行事への参加を通じて、障がい者の社会参加を促進し、地域社会における理解と共生を深める活動をしている。	学習 普及啓発	聴覚障害
4	宮城県	朗読サークル　きずな	功労者	33	月に1回発行する町広報紙の情報を視覚障害者の方へ提供するため、読み上げ録音している。３か月に１回は、「議会だより」と「社協レター」の録音も同じ日に行っている。視覚障害者に生涯学習に関する情報、町政に関する情報を「声の広報」として届けている。	情報保障	視覚障害
5	秋田県	ＮＡＯのたまご	功労者	11	「障害の有無に関わらず誰もが地域で共に暮らせる社会」を目指し、障害児者や家族への支援と普及啓発に取り組んでいる。主軸として、誰もが気兼ねなく音楽に親しめるインクルーシブなコンサートを10年間継続しており、障害のない住民との出会いと共感の場を創出してきた。	文化芸術 普及啓発 スポーツ	身体障害
6	秋田県	にのに商店	奨励活動	8	重症心身障害児者や医療的ケア児のデイサービス施設「にのに」では、秋にフリーマーケット「にのに商店」を開催している。入所者が売り子となり自身や家族の創作物を販売する。この一連の体験が主体的な学びや自己の可能性の発見を促し、外出機会の増加など社会参画への行動変容をもたらしている。地域との双方向の交流は障害への理解を深める場でもあり、福祉の枠を超えた生涯学習活動となっている。	学習 文化芸術 普及啓発	身体障害
7	茨城県	ボランティアグループ　マーチ	功労者	15	発達障害児者とその保護者を対象に、主にスポーツ活動を中心に伸び伸びとした環境で交流や学習を行うことで、やり遂げる達成感や参加者同士の一体感を味わえるような活動に取り組んでいる。	スポーツ 学習	発達障害児者と保護者
8	群馬県	藤岡市朗読ボランティアかたりべの会	功労者	46	視覚障害者への情報提供としての音訳活動及び朗読劇での慰問活動	情報保障	視覚障害
9	埼玉県	富士見手話サークル	功労者	48	聴覚障がい者と手話学習や交流活動を通じて相互理解を深めるとともに、聴覚障がい者が自らの生活や社会的課題について発信し、主体的に社会参加する機会を創出している。こうした学習や交流の場を通じて、障がいの有無にかかわらず相互理解を深める活動を行っている。	情報保障 学習	聴覚障害 (他 健聴者)
10	埼玉県	富士見市音訳グループ「かたりべ」	功労者	43	視覚障がい者が必要な情報や知識にアクセスできる環境づくりを支援するため、音訳サービス等の活動を行っている。会員（晴眼者）は音訳技術の研鑽を重ねながら、障がい当事者のニーズに応え、多様な情報を得る機会を保障する役割を担っている。	情報保障 学習	視覚障害
11	千葉県	佐倉市手をつなぐ育成会	功労者	58	身体や知的発達に障害のある当事者と保護者が参加し、会員同士で子育ての悩みなど情報共有を行っている。また、平成26年4月から障害児・者の運動機会創出のための「ちゃれんじどフィットネスクラブ」活動を佐倉市・順天堂大学スポーツ健康科学部（印西市）と連携し、隔週で土曜日（月２回）を中心に10年以上継続している。	スポーツ 普及啓発	知的障害等
12	東京都	NPO法人 障がい者スポーツクラブ HIMAWARI	功労者	28	障害や生きづらさを抱える人々と、支える家族・支援者が共にスポーツ、文化、芸術等の活動に参加し、相互理解を深める場を提供することを目的として活動している。 パラスポーツ活動やフェスティバルの開催、行政等との協働事業を通じて、地域共生社会の実現を目指している。	スポーツ 文化芸術 普及啓発 学習	すべて
13	新潟県	Let'sスポーツ	奨励活動	7	月に１回、障害のある人がスポーツを通して様々な人と交流する場をつくることを目指して活動している。障害の有無にかかわらず誰でも参加でき、地域住民や学生など多様な人々がスポーツを楽しみながら自然に関わり合っている。また、障害のある人が活動の成果を発揮できる場として「ユニバーサルボッチャ大会」を開催し、さらに市内外との交流を広げる機会となっている。	スポーツ 学習 普及啓発	身体障害

番号	推薦者名	被表彰者名	表彰種別	通算年数	活動内容等	活動分野	主な対象
14	石川県	七尾鹿島手をつなぐ育成会「つくしサークル」	功労者	57	学校卒業後の知的障害者が、保護者や支援者とともに、余暇活動や生涯学習、社会参加をする場として、50年以上にわたり活動している。	学習 スポーツ 文化芸術	知的障害
15	石川県	「誰ひとり取り残さない」～インクルーシブで繋がる地域～	奨励活動	8	障害福祉サービス事業所との協働や、これまでの「地域安全マップづくり」「きくがわ防災すごろくづくり」「親子で防災チャレンジ事業」の成果や学びを活かし、「インクルーシブ防災紙芝居づくり」に取り組んだ。この紙芝居は、防災の知識を伝えるだけでなく、「障害のある方は、私たちの身近にいる大切な存在である」という気づきや理解を促すことを目的としている。障害の有無に関わらず互いを思いやれる地域づくりを目指し、これからも防災啓発活動として地域への発信を続けたい。	学習 普及啓発	知的障害・精神障害
16	福井県	福井スティーラーズ	功労者	12	福井スティーラーズは、知的障がい者によるフットソフトボールチームで、特別支援学校の生徒や卒業生を中心に活動を実施。全国大会での活躍を目標に定期的な練習や県外遠征などを行い、スポーツを通じた仲間づくりや社会参加、障がい者スポーツの普及・振興に取り組んでいる。	スポーツ 普及啓発	知的障害
17	岐阜県	ゆめぽっけ	功労者	23	無限の可能性を求め、より輝くために2003年4月に障がいのある仲間たちにより結成された音楽グループ。現在は5人のメンバーで構成され、感じること、挑戦すること、障がいの垣根を越えて多くの方々と音楽空間を共有することを大切に音楽活動を継続している。	文化芸術	知的障害・精神障害・発達障害
18	静岡県	みずのわ	功労者	17	音訳ボランティア ・ニーズに応じた多様なジャンルの図書・雑誌の音訳 ・対面朗読 ＊昭和57年に発足した「水の環の会」が前身。平成21年に代表者を置かない新体制で再出発	学習	視覚障害
19	愛知県	くさのみ	功労者	31	聴覚障害者への理解、手話の学習とその普及を目的に、住民向けの手話講座への運営協力や、地元高校へ出向いて学生への手話指導などを行う。また、定期的に聴覚障害者との交流も実施している。	情報保障 普及啓発 学習	健聴者 聴覚障害
20	滋賀県	特定非営利活動法人　草津市心身障害児者連絡協議会	功労者	20	障害者の社会参加の促進として、誰もが気軽に楽しく参加できる講座を開催し、様々な教養文化講座に参加して日中の活動の場を広げたり、パソコン教室に参加してパソコンの基礎知識や操作方法を学び、今後の就労の準備を行ったりできるような場を提供している。また、講座には、地域住民等の参加もあり、障害の有無に関係なく他者とのかかわりを持ちながら活動している。	学習 スポーツ 文化芸術 普及啓発	すべて
21	大阪府	もずやんV・Sクラブ	功労者	20	平成９年に開催された「なみはや国体」で活躍した「なみはやボランティア」を中心に組織されたスポーツボランティア団体で、生涯スポーツ社会づくりをめざし、各種競技団体や公共的団体が実践するスポーツ大会でのボランティア活動を行い「ささえるスポーツ」を実践されている。	スポーツ 普及啓発	視覚障害
22	大阪府	ビッグ・アイ共働機構	功労者	15	障がい者の芸術文化活動拠点として、福祉や芸術の専門性を有するスタッフのもと、障がいのある人が芸術文化活動を通じて自己評価を高め、社会とつながる機会を創出する事業を展開している。また、障がいのある人の表現活動の支援や鑑賞支援、調査・研究事業、情報発信等を行っている。	文化芸術	身体障害・知的障害ほか
23	兵庫県	丹波篠山市内手話サークル	功労者	48	市内の手話サークル相互の連携を図り、手話の普及啓発活動や聴覚障がい者との交流活動を行っている。また、市や関係機関が実施する講演会、研修会、各種行事等において手話通訳や運営支援を行うとともに、丹波くすの木学級では学習活動や交流活動を支援している。	学習 スポーツ 文化芸術	聴覚障害 言語機能障害
24	鳥取県	音訳ボランティアグループ「ありんこ」	功労者	27	継続的かつ定期的に、視覚に障がいのある方の読書支援として、音訳図書の製作、対面音訳、生活情報等を音訳した「ありんこだより」の発行などの活動を実施している。	学習 情報保障	視覚障害
25	鳥取県	アートを通じた地域の活性化と交流の推進	奨励活動	21	障がい者が制作するアート作品の販売や貸出、作品等を活用した商店街でのアートイベントの開催や障がい者を講師とした児童生徒向けのアートワークショップの実施、また自由な創作活動ができるアート教室の開講など。	文化芸術 学習 普及啓発	すべて
26	広島県	尾道手話サークルつくし	功労者	52	毎週木曜日の定例会で手話学習やろうあ者との交流、講演会を行うほか、ボランティア活動やレクリエーション行事、各種大会・研修会への参加、式典や講演会などでの手話通訳活動を通じて、手話技術の向上と地域福祉への貢献に取り組んでいる。	学習 情報保障 普及啓発	手話学習者（聴覚障害）

番号	推薦者名	被表彰者名	表彰種別	通算年数	活動内容等	活動分野	主な対象
27	広島県	手話サークル　友	功労者	38	ろう者を含む多様なメンバーが手話の指導・学習を行うサークルである。毎週の手話習得活動に加え、町内に限らず、幅広い対象者に対して手話講座等を実施している。また、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例の制定に合わせ、啓発教材の作成や町広報での手話コーナーの掲載・YouTube動画の配信の協力をするなど、手話サークル友は、地域における手話普及の重要な拠点となっている。	普及啓発 学習	すべて
28	山口県	山口県障害者ソフトボール協会	功労者	36	健常者との交流を通じた心身の健康維持、仲間づくりの促進、社会参加の促進等を目的に活動している。障害者ソフトボール大会（障害者と健常者の交流大会）の開催をはじめ、ソフトボールや軟式野球の各種大会への参加、交流試合の実施をとおして、障害者の活動機会や交流機会を創出している。	スポーツ	すべて
29	徳島県	濱本　有信	功労者	30	「障がい者卓球クラブF6とくしま」では、身体・知的・精神の3障がいの卓球選手を受け入れ、全国大会への出場等も後押ししている。障がい者の学校卒業後も競技を継続できる受け皿として、仲間づくりや自己実現を促進。長年にわたり、障がい者卓球の普及啓発と持続的な活動環境の維持に貢献している。	スポーツ	すべて
30	熊本県	アール・ブリュットパートナーズ熊本	功労者	12	障害のある人々の芸術活動支援や作品制作を通して、表現して生きる環境づくり、作品評価を受ける機会づくり等を推進している。また、障害のある人やその家族、文化芸術や医療福祉、教育等、領域を超えた様々な関係者とのネットワークの構築や作家の相談支援活動、人材育成のための研修会等も実施しており、積極的に情報発信もしながら共生社会の実現を目指している。	文化芸術 普及啓発	知的障害、発達障害、身体障害、重複障害等
31	大分県	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・大分	功労者	31	知的障がいのある人（アスリート）が、生涯を通じてスポーツトレーニングと競技会に参加し、自らの可能性を追求し続けることができる国際的なスポーツ組織として、大分市・別府市の複数会場で9競技プログラムを年間を通じて実施し、「参加すること」「挑戦すること」を重視し、「互いに学び合い、支え合う」共生の場を築いている。	スポーツ 普及啓発 学習	知的障害・発達障害
32	大分県	社会福祉法人　暁雲福祉会	功労者	30	知的障がいのある施設利用者の自己表現の向上と自己実現を目指し、書道作品制作を始まりに、ミュージックセラピー、アートセラピーを導入している。 12/9の「障害者の日」、12/4～10の「人権週間」に合わせて「風人展」として絵画や墨の作品展示を行い、広く市民・県民に対して障がいのある方々への理解促進・啓発を行っている。 また、約30年間にわたるアート活動の集大成として、24名の作家の作品を収めた画集『風人～暁雲福祉会のなかまたち～』を制作し、全国の特別支援学校1,212校をはじめ、教育・福祉関係機関へ謹呈することで、一人ひとりの豊かな感性と表現の可能性を広く発信している。	文化芸術	知的障害
33	宮崎県	視覚障害者センター点訳音訳友の会	功労者	49	・図書や新聞、県や市の広報誌、その他著作物の点訳・音訳活動 ・点訳、音訳後に校正や編集、発送等 ・勉強会や研修会の開催による自己研鑽 ・福祉機器展や視覚障害者関連のイベントへの運営協力による啓発活動	情報保障 普及啓発 学習 文化芸術	視覚障害
34	福岡市	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会	功労者	11	楽しく、わかりやすい参加者全員参加型の擬似体験をとおした知的障害や発達障害理解の啓発活動	普及啓発	知的障害・発達障害
35	全国特別支援教育推進連盟	認定NPO法人とら太の会	功労者	43	とら太の会は障害者だけの活動の場ではなく八代地域周辺に居住する幼児から高齢者までの共生拠点として、作業や日中活動、余暇活動、行事を通して、就労継続支援B型、生活介護、保育所、放課後等子ども教室、相談事業所、児童支援センターなどすべての事業が障害の有無に関わらない地域生活との共生をめざし、学校卒業後の学習の場を提供している。	普及啓発	精神障害・知的障害・身体障害など
36	全国特別支援教育推進連盟	NPO法人　大塚クラブ	奨励活動	25	学校週５日制の導入を契機に、聴覚障害のある子どもの土曜日の居場所づくりとして余暇活動と学習支援を25年間継続し、本会卒業生は400人を超える。また、卒業生が中心となり「二十歳を祝う会」「サマーキャンプ」等の生涯学習活動の企画から当日のサポートまで意欲的に参画している。学校、大学研究室、卒業生等と連携し、聴覚障害と発達障害を併せ有する子どもの障害特性に応じた指導法・教材を開発し、成果を指導者用教材として体系化した。これらの実践は全国のろう学校や大学の教員養成等で活用され、地域における障害者の生涯学習を支える取組のモデルとして発信している。	学習 情報保障 普及啓発 スポーツ	聴覚障害・発達障害

番号	推薦者名	被表彰者名	表彰種別	通算年数	活動内容等	活動分野	主な対象
37	日本パラスポーツ協会	一般社団法人　日本電動車椅子サッカー協会	奨励活動	31	電動車椅子サッカーは、子どもから大人までの重度の肢体不自由がある障害者が、手や顎等を使ってコントローラーを操作し、電動車椅子の前にガードを取り付けて行うサッカーである。本協会は、スポーツを通じた学び・社会参加・自己実現の機会を将来にわたり支援することを目的として設立されており、競技の普及や国際交流を通して、共生社会の実現を目指している。	スポーツ 普及啓発	身体障害
38	日本パラスポーツ協会	一般社団法人　日本パラカヌー連盟	奨励活動	31	一般社団法人日本パラカヌー連盟は、パラリンピック正式競技「パラカヌー」（水上200mのスプリント競技）の普及・強化を担う統括団体である。「水の上は究極のバリアフリー」を理念に掲げ、全国各地で障害の有無を問わないカヌー体験会・講習会を開催するとともに、日本代表選手の国際大会派遣や強化活動、クラス分けの実施、情報発信等を通じて、誰一人取り残さない社会の実現とパラカヌー競技人口の拡大に取り組んでいる。	スポーツ 普及啓発	すべて
39	国立大学法人神戸大学	重度知的障害者の生涯学習の実践「ポランの広場」	奨励活動	4	本活動は、重度知的障害者を対象に,学びや楽しみの機会を保障することを目的としている。本校の実践知を活かし、音楽や身体活動等のレクリエーション活動を展開している。福祉事業所と連携し、参加者の主体性や意欲を引き出すとともに、教職員と施設職員双方にとっての学びの場ともなっている。	スポーツ 文化芸術	すべて
40	国立大学法人高知大学	感覚に優しい取組	奨励活動	7	県の寄附により設立された講座を基盤に、感覚過敏や情報処理の困難さを抱える人々が、生涯学習施設を安心して円滑に利用できるよう環境調整を行い支援する活動である。当事者団体、行政、生涯学習施設、大学（建築工学）等と連携し、施設利用ガイドや施設内マップの作成、案内表示の見直し、職員向け研修、普及啓発活動等、幅広い実践を継続している。	文化芸術 学習 情報保障 普及啓発	発達障害・精神障害のある者とその家族

参考

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成２９年５月９日
文部科学大臣決定
平成３０年１０月１６日一部改正
令和元年５月３１日一部改正
令和５年５月２４日一部改正
令和７年５月１４日一部改正

１　趣旨

平成26年に批准した「障害者権利条約」では、「障害者の生涯学習の機会の確保」が明示的に盛り込まれた。一方で、特別支援学校等を卒業した障害者の学習機会が不足している現状があり、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができる環境の整備が急務となっている。

そのため、本表彰は、障害者の生涯を通じた多様な学習を支援・実践する活動（以下、「障害者の生涯学習支援活動」という。）について、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が表彰するとともに、その取組を全国に広く周知し、障害者の生涯学習の推進に資することを目的とする。

２　表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

（１）「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）
これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。

（２）「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」（以下、「奨励活動表彰」という。）
活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

３　表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術、情報保障、普及啓発等の分野において、活発かつ継続的に実施される、障害者の生涯学習支援活動及びその活動を行う個人又は団体（以下、「対象」という。）であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

また、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な活動が行われていることを要する。ただし、学校における教育課程内の活動や参加者が児童・生徒のみに限定されている活動、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく障害児通所支援内での活動、財政的援助をしたに過ぎない活動、個人の公務員が職務として実践した活動は、対象としないものとする。

（１）功労者表彰（個人、団体）

引き続いて１０年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人又は団体（社会教育施設や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業等）を対象とする。

（２）奨励活動表彰（活動）

引き続いて３年以上の「障害者の生涯学習支援活動」にかかる活動の実績があり、独創的な実践により顕著な成果を上げ、今後もその成果や発展が期待される活動を対象とする。

４　被表彰対象候補の選考

文部科学省は、上記３を満たす対象のうち、上記２の各表彰にふさわしいと判断するものについて、被表彰対象候補とすることができる。被表彰対象候補の選考にあたっては、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）に推薦依頼を行うものとする。

（１）都道府県等における推薦

①　方法

都道府県等は、上記３を満たす対象を文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦に当たっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

②　推薦数

都道府県等は、域内の対象のうち、都道府県にあっては上記２の各表彰の対象を合わせて２件以内（ただし、特別区を含む東京都にあっては合わせて２件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあっては上記の２の各表彰の対象を合わせて１件を推薦することができる。なお、上記２の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

（２）その他

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほかに、学識経験者及び関係機関の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する対象を、被表彰対象候補に加えることができる。

５　被表彰対象の審査及び決定

文部科学大臣は、上記４により推薦された対象について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象を決定する。

６　受賞歴について

当該表彰の同一の事由による受賞は１回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

７　欠格事由

功労者表彰の被表彰対象候補となる者及び奨励活動表彰の被表彰対象候補となる活動をする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、被表彰対象となることができない。

（１）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処された者（刑の消滅したものを除く。）

（２）その他被表彰対象とすることが適当でないと認められる者

８　表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

９　表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

（１）被表彰対象に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。

（２）被表彰対象において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

１０　本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

１１　補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

１　この決定は、平成２９年５月９日から実施し、平成２９年度の表彰から適用する。

附 則

１　この決定は、平成３０年１０月１６日から実施し、平成３０年度の表彰から適用する。

附　則

１　この改正は、令和元年５月３１日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。

附　則

１　この改正は、令和５年５月２４日から実施し、令和５年度の表彰から適用する。

附　則

１　この改正は、令和７年５月１４日から実施し、令和７年度の表彰から適用する。